

都市施設としての浄化槽の取扱いについて

平成29年4月10日

- 都市計画法第 11 条は、強制力を伴う公共事業として整備されうる施設を例示しているものであり、都市内に設置される施設を限定・誘導する趣旨ではない。このため、同条により下水道と浄化槽との選択は制限されていない。
- 都市計画区域内であっても、汚水処理に当たり、下水道と浄化槽とのいずれを選択するかは地域の実情に応じて適切に判断されるべきであり、都市計画上の必要性がある場合、浄化槽を都市施設として都市計画決定することが可能である。

以上